報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	上田　尚彦
登録番号又は法人番号	０８０９０４３９
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	上田行政書士綜合事務所
事務所所在地	横浜市中区石川町４丁目１５９番地９　萩野ﾋﾞﾙ３Ａ
処分年月日	令和５年１０月１日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	当該会員は、催告、督促にもかかわらず神奈川県行政書士会の会費を２４ヶ月以上滞納し続けている。 当該事実は、神奈川県行政書士会会則（以下「会則」という）第９条第１項（会費）に違反し、会則第１４条第１項第１号に該当するため、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第２条第４項第４号の規定により、会則第１５条第１項第３号の廃業の勧告処分を行う。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	神奈川県行政書士会会則　第９条第１項 同会則　第１４条第１項第１号 同会則　第１５条第１項第３号 神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則　第２条第４項第４号